

●子ども・子育て条例(仮称)への子育て関係者からの主な意見と整理案

主な意見	整理案
<p>【子どもの権利関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が記載されていない ・子どもの利益より子どもの権利の保障を規定するべき 	<p>案①子育て支援を総合的・計画的に推進する条例として制定するため、原案のとおりとする</p> <p>案②3条1項(基本理念)に追記する <u>・子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに(日本国憲法及び)児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること。</u></p> <p>案③16条(子どもの心がけ)に追記する <u>(子どもの権利と役割)</u> <u>・市、市民等、学校等、地域団体、事業者及び保護者は、(日本国憲法及び)児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する権利を尊重しなければならない。</u></p>
<p>【子どもの心がけ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心がけを条例にすることはふさわしくない。子どもに心がけを強要すべきでない。人の心の中までは決められない。 ・子どもの内面から湧いてくるものを認め、導いていけるような大人の目線があればよい ・子どもらしく健やかにのびのびと育つ環境を大人が作るのもので、子どもが心がけるものではない。 	<p>「心がけ」という表現のため、内心の自由を侵害するような印象をうけた意見が多かった。修正すべきか議論が必要。</p>
<p>【第三者機関設置関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関等の虐待・いじめ問題の解決のための役割分担・最終責任を明示してほしい。 ・条例制定を機に第三者機関を設置して欲しい ・相談・救済機関を設置して欲しい 	<p>市では、多様な人権相談窓口が設置されている。児童虐待やいじめなどの問題については、関係者による協議のもと個別に適切に対応しているところであり、新たな第三者機関の設置までは検討しない。</p>

●子ども・子育て支援条例への教育委員会からの主な意見と整理案

主な意見	整理案
<p>【障害児関係】障害児への支援の表記方法</p>	<p>第11条4項「障害児及び支援が必要」→「特別な支援が必要」に修正する</p>
<p>【PTA関係】PT(C)Aの記載がない</p>	<p>第2条(4)に「PTA」もしくは「PTCA」を追記する</p>

【児童虐待等の定義】「児童虐待等」の中に、いじめ、不登校などの学齢期の子どもが抱える問題がイメージされにくく、誤解が招きやすい

第2条(7)「児童虐待等」→「こどもの問題」に修正する